

令和3年度農業分野における女性が働きやすい職場環境整備事業費補助金募集要項

静岡県は、農業分野における女性の雇用拡大や経営への参画を促すため、認定農業者等が女性が働きやすい職場環境づくりを目的に行う、施設・設備の整備・改修に助成します。

令和3年度事業について、次のとおり事業実施主体を募集します。

1 応募対象者

- (1) 認定農業者
- (2) 認定新規就農者

2 補助対象事業及び経費

女性従業員にとって良好な就業環境を整備するために必要な施設、又は女性従業員の心身の疲労回復を図るための疲労回復施設の整備・改修とします。

事業内容	補助対象経費
1 職場生活に必要な施設 (女性従業員にとって、職場での快適な生活環境の形成に必要な施設・設備)	下記(1)～(4)に掲げる施設・設備の整備・改修に要する経費 (1) 洗面所 (2) トイレ (3) 更衣室 (4) その他知事が必要と認めるもの
2 疲労回復支援施設 (女性従業員が心身の疲労回復を図るための施設・設備)	下記(1)～(3)に掲げる施設・設備の整備・改修に要する経費 (1) 休憩室 (2) シャワー室 (3) その他知事が必要と認めるもの

3 補助率(額)

補助対象経費の2分の1以内(ただし、1経営体当たり30万円を上限とし、千円未満の端数がある場合は切り捨てる)。

4 事業実施期間

補助金の交付決定日以降に着手し、令和4年2月28日までに事業が完了すること(業者への支払いを含む)。

5 応募方法等

- (1) 実施要領に基づく事業実施計画書を作成し、最寄りの農林事務所に提出してください。

※交付要綱、実施要領等は、県HPからダウンロードできます。

県HP→産業・雇用→農林業→農業ビジネス課トップページ→4女性農業者の支援に関する情報
<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320/ninaiteikusei/workenvironmentforwomen.html>

(2) 受付期間

令和3年5月27日(木)～7月2日(金)

(3) お問い合わせ先・事業実施計画書のご提出先

お問い合わせ先	県農業ビジネス課 担い手育成班 〒420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6 TEL : 054-221-2733 FAX : 054-221-3688			
提出先 一 覧	最寄りの農林事務所 企画経営課及び生産振興課のご連絡先等			
	賀茂農林事務所	〒415-0016 下田市中 531-1	(0558) 24-3611	Fax 24-2163
	東部農林事務所	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3	(055) 920-2158	Fax924-8594
	富士農林事務所	〒416-0906 富士市本市場 441-1	(0545) 65-2195	Fax 64-8430
	中部農林事務所	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	(054) 286-9023	Fax286-9282
	志太榛原農林事務所	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	(054) 644-9214	Fax644-9226
	中遠農林事務所	〒438-8558 磐田市見付 3599-4	(0538) 37-2269	Fax 37-2280
西部農林事務所	〒430-0929 浜松市中区中央 1-12-1	(053) 458-7212	Fax458-7168	

6 選考方法（実施要領に基づく事業実施計画の承認）

- (1) 事業実施主体は書類審査により決定します。
- (2) 審査では、女性の活躍に向けた取組状況や規模拡大等への意向等を総合的に勘案して、事業実施主体を決定します。
なお、審査結果（計画承認の可否）は各応募者あてに通知します。

7 事業の実施

- (1) 事業実施主体は、別に定める補助金交付要綱に基づき、補助金の交付申請を行い、補助金の交付決定後に事業に着手してください。
- (2) 事業実施主体が他制度の補助金を受けている場合は、重複した活動内容に対して補助を受けることはできません。
- (3) 補助金に関する会計処理は、補助対象事業費の区分を明確にし、適正に処理してください。
- (4) 事業完了後、補助金交付要綱及び実施要領に基づき、実績報告書を提出していただきます。

8 事業実施の流れ

